

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 一
- 福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 福島県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則 四
- 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則 六
- 福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 七
- 福島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 八
- 福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則 九
- 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則 一〇
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則 一一

規 則

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則、福島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則、福島県港湾の管理に関する規則の一部を改正する規則、福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則及び福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第九号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表（第八条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 条例別表十の項の規則で定める事務</p> <p>ア 福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）第二条の申請を行った者又はその者が同条例第五条の規定により立てた連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>イ 福島県保健師等修学資金貸与条例第二条の規定による修学資金の貸与を受けた者（同条例第七条若しくは第八条の規定により修学資金の返還の債務の全部が免除された者又は修学資金の返還の債務が弁済された者を除く。以下この項において「被貸与者」という。）又は被貸与者の連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（納入通知書、督促状等が返戻された場合に限る。）</p> <p>十一 条例別表十一の項の規則で定</p>	<p>別表（第八条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 条例別表十の項の規則で定める事務</p> <p>イ 福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）第二条の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>（新設）</p> <p>十一 条例別表十一の項の規則で定</p>

<p>める事務</p> <p>ア 福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）第二条の申請を行った者又はその者が同条例第四条第一項の規定により立てた連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>イ 福島県理学療法士等修学資金貸与条例第二条の規定による修学資金の貸与を受けた者（同条例第六条若しくは第七条の規定により修学資金の返還の債務の全部が免除された者又は修学資金の返還の債務が弁済された者を除く。以下この項において「被貸与者」という。）又は被貸与者の連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（納入通知書、督促状等が返戻された場合に限る。）</p> <p>十二（十五）（略）</p>	<p>める事務</p> <p>福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）第二条の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>（新設）</p> <p>十二（十五）（略）</p>
---	--

附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（市町村行政課）

福島県規則第十号

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年福島県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 その他知事が必要と認める書類

第十一条第一項各号列記以外の部分中「直ちに、文書で、その旨を」を「その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、」に改め、同項第五号中「若しくは職業」を「職業若しくは勤務先」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（現況届の提出）

第十三条 契約の相手方は、養成施設を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を

免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年四月三十日までに、同月一日現在の状況を別に定める様式により知事に報告しなければならない。
（相双枠加算期間の終期）
第十四条 条例附則第四項中の「知事が別に定める日」は、加算に係る予算が計上された最終年度の末日とする。
第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第1条関係)

(表)

保健師等修学資金貸与申請書

				決定番号	
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所		
	男・女	年月日	電話番号	— —	
貸与申請額	月額 円		貸与期間	年 月から 年 月まで	
在学(所)する 養成施設の名 称及び所在地	名称	(課程)			
	所在地				
申請者及び申請者の主たる生計維持者の状況					
氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の所得(税込み)
	本人			/	円
				同居・別居	円
				同居・別居	円
/			前年の所得合計(税込み)		円

(裏)

同種類の修学のための資金の借受又は受給の有無				有 ・ 無		
連 帯 保 証 人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	本人との関係	
	住 所		勤 務 先	電話番号 — —		
	電 話 番 号	— —	前年度の年収	税込み 千円		
証 人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	本人との関係	
	住 所		勤 務 先	電話番号 — —		
	電 話 番 号	— —	前年度の年収	税込み 千円		
振 込 口 座 番 号		銀行 支店 普通・当座 番号()				

備考 振込口座番号は、申請者本人の名義のものに限る。

上記記載事項に相違ありません。

福島県保健師等修学資金貸与条例の規定による保健師等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、貸与を受けるときは、上記指定口座へ振り込んでください。

年 月 日

福島県知事

申請者 氏名 (署名)

(申請者が未成年の場合)

上記の申請について、同意します。

親権者又は後見人 氏名 (署名)

上記の申請により保健師等修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯してその責めを負います。

連帯保証人 氏名 (署名)

連帯保証人 氏名 (署名)

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第1条関係)

推 薦 書

氏名	学 年		養成施設名	課程名()
学業評価	1 極めて優秀 2 優 秀 3 普 通 4 やや努力がいる 5 努力 がある	(学業評価の説明) 別に定める評価基準に基づき具体的に記載してください。		
人物評価	1 極めて優秀 2 優 秀 3 普 通 4 や や 劣 る 5 劣 る	(人物評価の説明) 別に定める評価基準に基づき具体的に記載してください。		
健康状態				
参考事項				

上記の者は、福島県保健師等修学資金貸与条例第2条に規定する要件を具備した者として適当であると認められますので、推薦します。

年 月 日

福島県知事

推薦者 養成施設の所在地

養成施設名

養成施設長名

第6号様式 (第9条関係)

保健師等修学資金返還明細書

福島県保健師等修学資金貸与条例第9条による返還の事由に該当するため、同条例施行規則第9条に基づき、下記明細のとおり修学資金を返還いたします。

年 月 日

借受人氏名 (署名)				生 年 日 月 日	年 月 日
住 所				電 話 号 番	— —
返還金額		円	支払い方法	円 <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年払 <input type="checkbox"/> 一括払	
貸与を受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで	返 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
在学(在所) した(中の) 養成施設の名称及び所在地					
連 帯 保 証 人	氏 名 (署名)		本人との関係	生 年 日 月 日	年 月 日
	住 所			勤務先	電話 — —
	電 話 号 番	— —		年 収	千円
連 帯 保 証 人	氏 名 (署名)		本人との関係	生 年 日 月 日	年 月 日
	住 所			勤務先	電話 — —
	電 話 号 番	— —		年 収	千円

第七号様式及び第八号様式中「㊸」を削る。
第九号様式中 「申請者 住所 氏名」を「申請者 住所 氏名(署名)」と改める。

「新連帯保証人 住所 氏名」を「新連帯保証人 住所 氏名(署名)」と改める。

保証人 住所 氏名(署名) 』と改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の規定による申請書等は、それぞれ改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例施行規則の規定による申請書等とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十一号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(平成六年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。
 - 三 その他知事が必要と認める書類
 - 第二条の見出しを「(連帯保証人)」に改め、同条中「保証人」を「連帯保証人」に改める。
 - 第六条第一項中「第六条若しくは第七条の規定による返還債務の免除又は条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予」を「第七条の規定による返還債務の一部免除」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第八条の表に次のように加える。

臨床検査技師	<ul style="list-style-type: none"> 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所 二 保健所 三 その他知事が認める施設
--------	---

第十一条中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第一項第六号中「又は職業」を「、職業又は勤務先」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第1条、第2条関係)

(表)

理学療法士等修学資金貸与申請書

ふりがな			男	学 校 等 の 名 称	
氏 名 (生年月日)	(年 月 日)		・	在籍する学科等の職種と現在の学年	
				(学年)	
住 所	電話 ()		家 族 所 住	電話 ()	
貸与申請額	修学資金月額 50,000円 入学金に相当する額 円				
貸与期間	年 月から 年 月まで				
申請者及び申請者の主たる生計維持者の状況					
氏 名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	前年の所得(税込み)
	本人				円
				同居・別居	円
				同居・別居	円
				前年の所得合計 (税込み)	円

理学療法士等を志した理由

.....

福島県内で就業を希望する理由

.....

(裏)

同種の修学のための資金の借受又は受給の有無		有 ・ 無			
卒業後の就職希望 市町村と就業先					
連 帯 保 証 人	氏名		生 年 月 日	年 月 日	本人と の関係
	住 所	郵便番号()	職 業		
		電話番号()	勤 務 先	電話番号 ()	
			年 収 (税込み)	円	
証 人	氏名		生 年 月 日	年 月 日	本人と の関係
	住 所	郵便番号()	職 業		
		電話番号()	勤 務 先	電話番号 ()	
			年 収 (税込み)	円	

上記記載事項に相違ありません。

理学療法士等修学資金の貸与を受けたいので、福島県理学療法士等修学資金貸与条例第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与が決定された際には、学校等を卒業後、貸与を受けた期間の二分の三相当の期間を福島県内で理学療法士等として従事することを誓います。

年 月 日

福島県知事

ふりがな
申請者 氏名 (署名)

(申請者が未成年の場合)

上記の申請について、同意します。

ふりがな
親権者又は後見人 氏名 (署名)

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯してその責めを負います。

ふりがな
連帯保証人 氏名 (署名)

ふりがな
連帯保証人 氏名 (署名)

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第1条関係)

推 薦 書

氏 名		学校等の名称	
学 業 評 価			
1 極めて優秀 2 優 秀 3 普 通 4 やや努力がいる 5 努力がいる	(学業評価の説明) <u>別に定める評価基準に基づき具体的に記載してください。</u>		
人 物 評 価			
1 極めて優秀 2 優 秀 3 普 通 4 やや劣る 5 劣 る	(人物評価の説明) <u>別に定める評価基準に基づき具体的に記載してください。</u>		
健 康 状 態			
日本学生支援機構の給付奨学金の対象の有無について、下記のいずれかに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を記載願います。	左記で「 <input checked="" type="checkbox"/> 有り」とした場合、下記に申請者が学校に納付する減免後の入学金相当額及び日本学生支援機構の給付奨学金額（月額）を記載願います。		
<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	減免後の入学金相当額		円
	給付奨学金額（月額）		円

上記の者は、福島県理学療法士等修学資金貸与条例第2条に規定する要件を具備した者として適当であると認められますので、推薦します。

年 月 日

福島県知事

推薦者 学校等の名称
施 設 長 名

様式第四号中

「 本人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

(署名) 住所
(署名) 住所
(署名) 住所
に改める。

様式第五号を次のように改める。

「 本人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名
に改める。」

様式第5号 (第6条関係)

理学療法士等修学資金返還明細書

福島県理学療法士等修学資金貸与条例第8条による返還の事由に該当するため、同条例施行規則第6条に基づき、下記明細のとおり修学資金を返還いたします。

年 月 日

貸与決定番号	第	号	学校等の名称	
氏名 (署名)			生年月日	年 月 日
住所	電話()			
上記以外の 連絡先	名称	電話()		
	所在地			
卒業・退学 年 月				
返還金総額	円			
返内 還 訳	月賦額	円		
	半年賦額	円		
	期間	年 月	から	年 月まで
貸内 与 訳	月額	円		
	期間	年 月	から	年 月まで
連 帯 保 証 人	氏名 (署名)		生年月日	年 月 日 本人との関係
	住所	郵便番号()	職 業	
		電話番号()	勤 務 先	電話番号()
		年 収 (税込み)	円	
証 人	氏名 (署名)		生年月日	年 月 日 本人との関係
	住所	郵便番号()	職 業	
		電話番号()	勤 務 先	電話番号()
		年 収 (税込み)	円	

様式第六号から様式第八号までの規定中「㉞」を削る。

様式第九号中 「申請者 住所 氏名」を「申請者 住所 氏名(署名)」に、「新連帯保証人 氏名」を「新連帯保

証人 氏名(署名)」に改める。

様式第十号中「㉞」を削り、「(医科衛生士)」の次に「臨床検査技師」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の様式による申請書等は、それぞれ改正後の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の様式による申請書等とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十二号

福島県魚介類行商取締条例施行規則を廃止する規則

福島県魚介類行商取締条例施行規則(昭和四十四年福島県規則第三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県規則第十三号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

- 別表第二の一の2の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(4)までを(2)から(4)までとする。
- 別表第二の二の1の表中「一、七三〇円」を「三、一六〇円」に改め、(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(22)までを(7)から(21)までとし、その次に次のように加える。

(22) 精密万能試験機 (AGX-20kNV)

一時間

三、八五〇円

別表第二の二の2の表中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(24)までを(15)から(23)までとし、その次に次のように加える。

(24) 非破壊構造解析装置 (TXS-CT300)

一時間

一七、七九〇円

別表第二の二の3の表中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(33)までを(6)から(32)とし、(34)を削り、(35)を(33)とし、(36)から(47)までを(34)から(45)までとし、その次に次のように加える。

(46) デジタルマイクロスコープ (RH-2000) 一時間 二、二二〇円

別表第二の二の3の表中(48)を(47)とする。
別表第三の四の表中シをストとし、サの次に次のように加える。

シ 三次元形状測定

(1) ラインレーザプロブによる測定 一形状 八、一一〇円

(2) 非接触三次元デジタルによる測定(表裏合成を伴うもの) 一形状 七、六五〇円

(3) 非接触三次元デジタルによる測定(片面のみ) 一形状 四、八九〇円

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)

福島県規則第十四号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則(平成三十年福島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、あらかじめ知事の承認を得て」を削る。
別表研究棟附属設備の部3Dプリンタ②造形樹脂の項の次に次のように加える。

LMD金属3Dプリンタ	一式一時間	一、六二〇円
金属3Dプリンタ用材料(SUS316L)	一〇グラム	二二〇円
金属3Dプリンタ	一〇グラム	六六〇円

用材料 (SKH51)		
金属3Dプリンタ用材料 (インコネル718)	一〇グラム	六六〇円
精密平面研削盤	一式一時間	一、一二〇円

別表研究棟附属設備の部非接触三次元デジタルの項の次に次のように加える。

工作機精度評価システム	一式一時間	四一〇円
-------------	-------	------

別表風洞棟附属設備の部ドローンアナライザの項の次に次のように加える。

赤外線サーモグラフィ	一式一回	一、二〇〇円
	超過時間 (一時間につき)	二九〇円

別表屋内水槽試験棟附属設備の部水中モーションキャプチャの項の次に次のように加える。

テストピース	一式一回	五、六〇〇円
	超過時間 (一時間につき)	一、四〇〇円
音響ソナー	一式一回	一七、一〇〇円
	超過時間 (一時間につき)	四、二七〇円

別表試験準備棟附属設備の部貸出テナントの項の次に次のように加える。

トータルステーション	一式一回	五、六〇〇円
	超過時間 (一時間につき)	一、四〇〇円

時間につき

「住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名
(電話番号) 印」

「住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者の氏名
(電話番号) 印」

を
代表者の氏名
(電話番号) に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

福島県規則第十五号

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県農業協同組合法施行細則(平成十二年福島県規則第百八号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
- 三 省令第二百六条第二項の規定による法第五十四条の第三項又は第二項の規定により作成した書類の縦覧開始の延期の承認の申請 農業協同組合縦覧書類縦覧開始延期承認申請書(様式第五十二号)
- 第二条第二項第二号中「第二百三十一条第一項第二十一号」を「第二百三十一条第一項第二十二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
- 二 省令第二百三十一条第一項第二十一号の規定による法第三十七条の第二項の会計監査人の就任又は退任の届出 農業協同組合法計監査人届任(退任)届(様式第五十四号)

様式第七号から様式第十七号まで、様式第十九号、様式第二十号、様式第二十二号、様式第二十三号及び様式第二十六号中「四」を削る。

様式第二十八号中「四」を削り、同様式備考1(6)を次のように改める。

(6) 定款の変更に伴い、出資1口の金額を減少することとなるときは、農業協同組合法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類

様式第二十八号備考1中(8)を削り、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) (6)の公告及び催告に対し異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、農業協同組合法第50条第2項の規定による弁済、担保の提供若しくは信託をしたこと、又は出資1口の金額を減少してもその者を害するおそれがないことを証する書類

様式第二十八号の二中「四」を削り、同様式備考1(4)中「第49条第1項の規定により

作成した財産目録及び貸借対照表」や「第49条第2項の規定による公告の日又は催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表」に於て「同様式備考1」や次のようにする。

(5) 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類

様式第三十二号中「同」を施す。
(6) (5)の公告及び催告に対し異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第50条第2項の規定による弁済、担保の提供若しくは信託をしたこと、又は信用事業の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書類

様式第三十二号中「同」を施す。「第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表」や「第49条第2項の規定による公告の日又は催告の日」のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表」に於て「同様式備考1」や次のようにする。

(5) 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類

様式第三十二号中「同」を施す。
(6) (5)の公告及び催告に対し異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第50条第2項の規定による弁済、担保の提供若しくは信託をしたこと、又は信用事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証する書類

「発起人の氏名」 「発起人の氏名」
様式第三十二号中 発起人全員の住所及び氏名を連記し、 や 発起人全員の住所かつ押印すること。

及び氏名を連記するに於て、

「」

様式第三十二号中「同」を施す。

様式第三十一号中「(イ)」中「同」を施す。「同様式備考2」を次のようにする。
(6) 合併の当事者のうちに出資組合が含まれているときは、農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類

様式第三十一号中「(イ)」中「(イ)」を施す。
(7) (6)の公告及び催告に対し異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による弁済、担保の提供若しくは信託をしたこと、又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書類

様式第三十一号中「(イ)」中「(イ)」を施す。「(様式第37号の2)」や「(様式第37号の5)」

に於て。

「設立委員の氏名」 「設立委員の氏名」
様式第三十一号中「(イ)」中 設立委員全員の住所及び指名を連記し、かつ、押印すること。 や 設立委員全員の住所及び指名を連記し、かつ、押印すること。

「」

(6) 合併の当事者のうちに出資組合が含まれるときは、農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項又は第3項の規定による公告及び催告をしたことを証する書類

様式第三十一号中「(イ)」中「(イ)」を施す。
(7) (6)の公告及び催告に対し異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による弁済、担保の提供若しくは信託をしたこと、又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書類

「主たる事務所の所在地」 「主たる事務所の所在地」
様式第三十一号中 農業協同組合の名称 や 農業協同組合(農)の名称
代表者の氏名

在地
業協同組合連合会) に於て。

「」

様式第三十二号中「同」を施す。

様式第三十三号及び様式第三十三号の二中「(イ)」を施す。

様式第三十四号中「同」を施す。

様式第三十五号及び様式第三十六号中「(イ)」を施す。

様式第三十六号の二から様式第四十号までの規定中「同」を施す。

様式第四十号の三から様式第四十四号(その二)までの規定中「同」を施す。

様式第四十五号中「同」を施す。「同様式備考1」中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 登記事項証明書

様式第四十五号の二から様式第四十六号までの規定中「同」を施す。

様式第四十七号中「(イ)」を施す。

様式第四十八号中「同」を施す。

様式第四十九号から様式第五十号の五までの規定中「(イ)」を施す。

様式第五十一号及び様式第五十一号の二中「同」を施す。

様式第五十二号を次のように改める。

様式第52号 (第2条関係)

農業協同組合縦覧書類縦覧開始延期承認申請書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称


代表者の氏名

農業協同組合法第54条の3第1項(第2項)の規定により作成した書類について、農業協同組合法施行規則第206条第1項に規定する期間までに縦覧を開始できないので、同条第2項の規定により縦覧の開始の延期を承認願います。

記

- 1 縦覧の開始を延期する理由
- 2 縦覧の開始を延期する期間

年 月 日まで

様式第五十二号の二及び様式第五十三号中「」を削る。
様式第五十四号を次のように改める。

様式第54号（第2条関係）

農業協同組合会計監査人就任（退任）届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者（監事、理事）の氏名

下記の者が会計監査人に就任（退任）したので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第21号の規定により届け出ます。

記

- 1 就任（退任）した会計監査人について、公認会計士の場合は氏名、住所／監査法人の場合は名称、所在地
- 2 就任（退任）の年月日 年 月 日

備考

- 1 この届は、会計監査人の就任又は退任の届出の場合に使用すること。
- 2 この届には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 公認会計士又は監査法人であることを証する書面の写し
 - (2) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - (3) （就任の場合）就任を承諾したことを証する書面の写し
- 3 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

第三条第一号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。
第四条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。
第五条第一号中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。
第八条中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十二条」を「第三十七条」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(建築指導課)